

売却区分番号	3858-1		
見積価額	¥11,000,000	公売保証金	¥1,100,000
財産の表示	1 所在 地番 地目 地積 2 所在 地番 地目 地積	福島県双葉郡楢葉町大字井出字苅集 21番2 宅地 4,756.40 平方メートル 福島県双葉郡楢葉町大字井出字苅集 21番4 雑種地 335 平方メートル	
以上登記簿による表示			
公法上の規制	都市計画区域内 用途地域の指定なし 宅地造成等工事規制区域 建蔽率 60% 容積率 200%		
接道状況	南側 幅員約2.0メートル未舗装町管理道路（建築基準法上の道路） 西～南西側 幅員2.0メートル未舗装私道（対象物件2・建築基準法上の道路） 各々ほぼ等高接面		
地盤・地勢	ほぼ平坦地		
使用状況等	雑木・雑草繁茂		
特記事項	—		
住居表示等	福島県双葉郡楢葉町大字井出字苅集21番2		
最寄駅等	JR（東日本）常磐線 竜田駅 北西方約1.8キロメートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	<p>公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的な事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があつても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壤汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 <p>なお、売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。</p>		

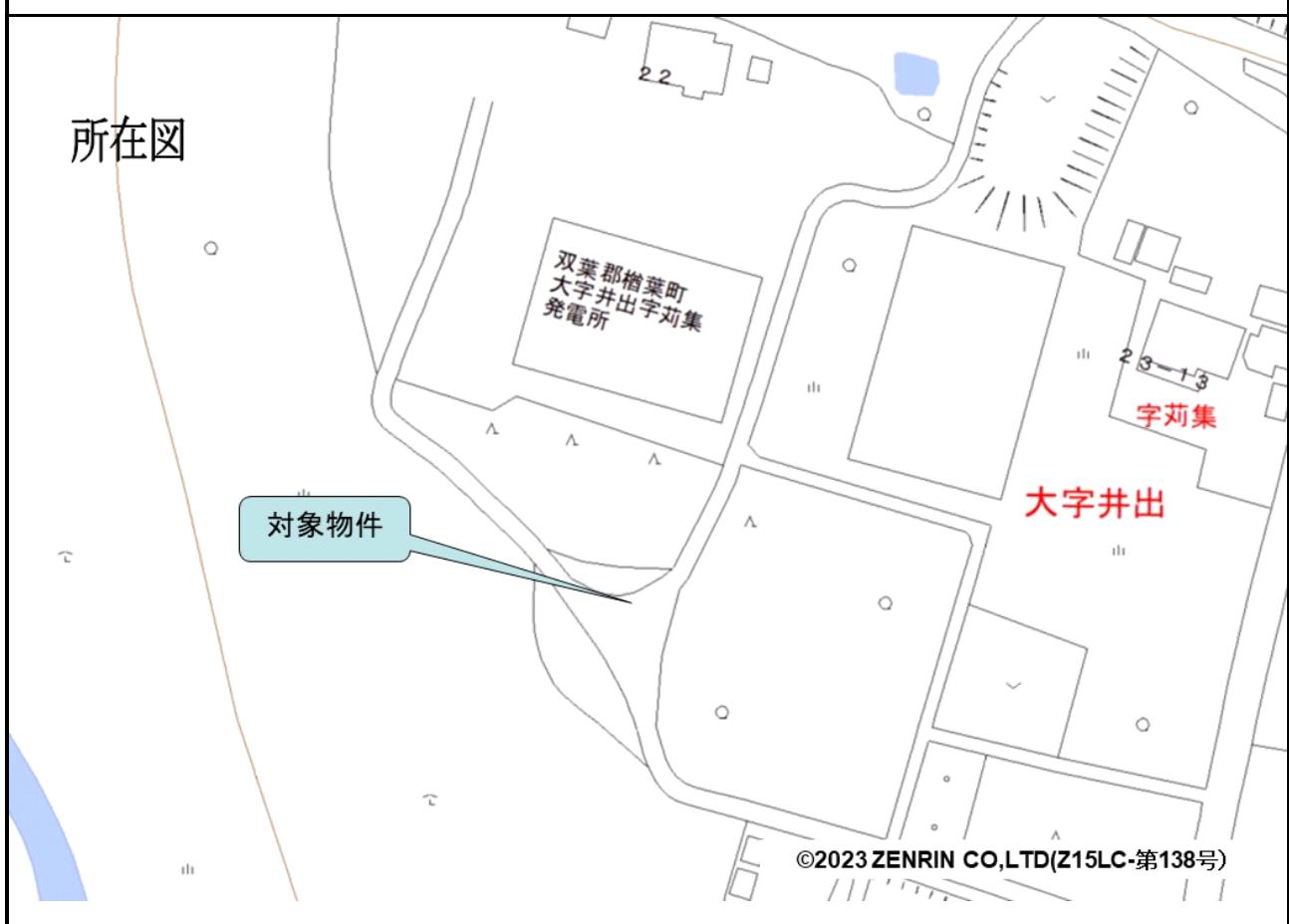
売却区分番号

3858-1

位置図



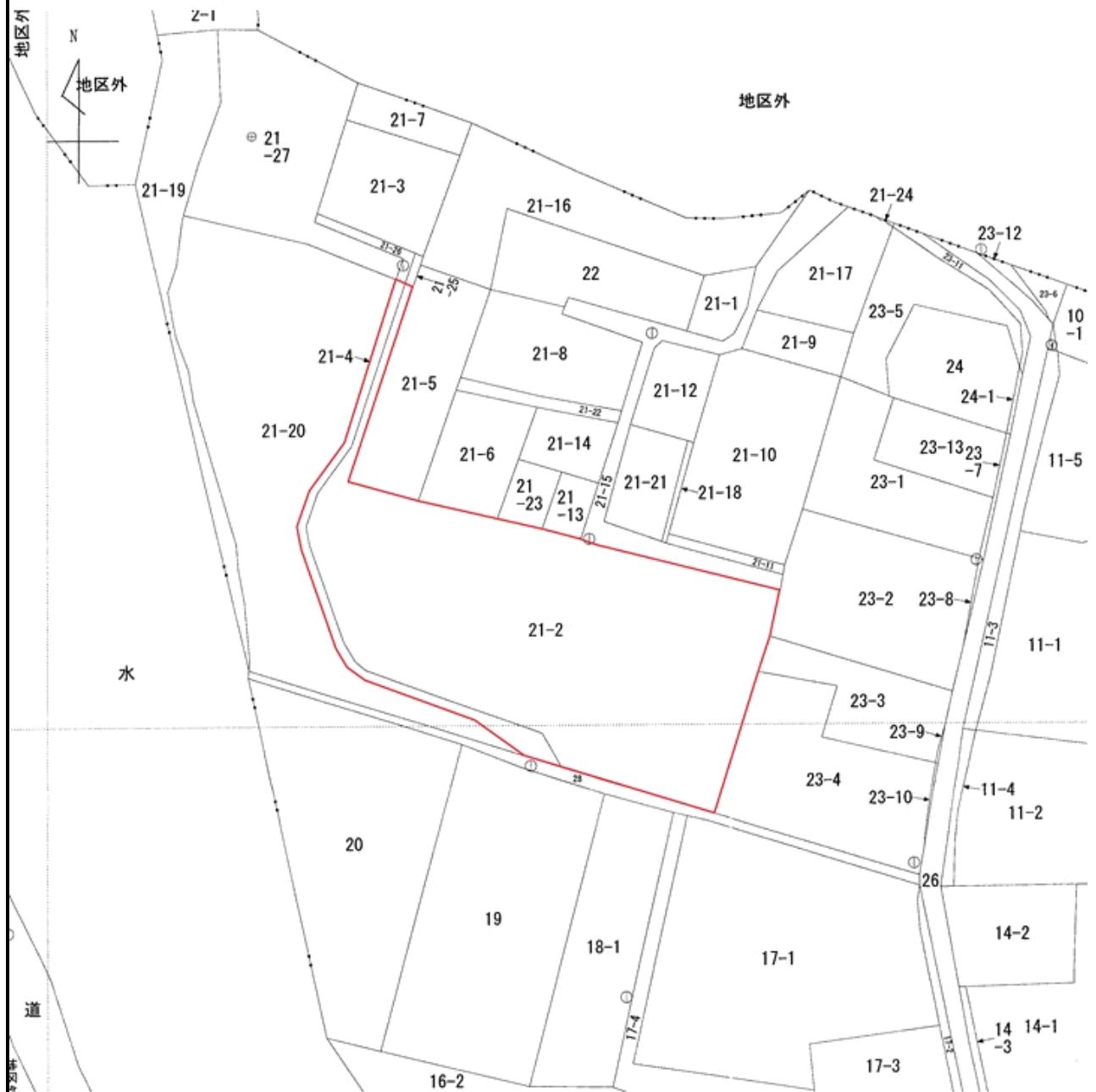
所在図



壳却区分番号

3 8 5 8 - 1

見取図



売却区分番号

3858-1



※車両、動産は公売財産に含まれません。



※車両、動産は公売財産に含まれません。